

平成 26 年 3 月 19 日策定
平成 26 年 11 月 26 日変更
平成 29 年 6 月 22 日変更

多言語対応の基本的な考え方

1 多言語対応協議会の設置目的

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、都市力の向上のためには欠くことのできない多言語対応の強化・推進のため、国の関係行政機関、関係地方公共団体、政府関係機関、民間団体及び企業等がそれぞれの取組に係る情報を共有するとともに、基本的方向の確認等により相互に連携・協働して取り組むことを目的とする。

2 多言語対応の基本方針

(1) 基本理念

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の大会開催時、更には開催後も見据え、多様な主体が表示・標識等の多言語対応に取り組むことにより、外国人旅行者が円滑に移動し、安心して快適に滞在できる都市環境の向上を目指す。

(2) 対象者

- ・ 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会開催時の外国人旅行者
- ・ 観光・ビジネス等で日本を訪れる外国人旅行者

(3) 対象施設・対象ツール

- ・ 交通機関、道路等における案内表示・標識等
- ・ 飲食・宿泊等の観光・サービス施設における案内表示・標識等
- ・ 音声案内、パンフレット、ＩＣＴツールなどの各種媒体

(4) 対応言語の考え方

日本語＋英語及びピクトグラムによる対応を基本としつつ、需要、地域特性、視認性などを考慮し、必要に応じて、中国語・韓国語、更にはその他の言語も含めて多言語化を実現する。

(5) 配慮事項

多言語対応の実施に際しては、下記の事項等に配慮する。

- ・ ユニバーサル・デザイン
- ・ 視認性の確保
- ・ 統一性や連続性の確保
- ・ 景観、美観への配慮

3 多言語対応に取り組むエリア

本協議会において、多言語対応に取り組むエリアは、東京都、北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県および静岡県の各都道県内とする。

この内、以下に示す地域や拠点等においては、取組の一層の強化を目指すものとする。

- オリンピック関連施設（競技会場、選手村、国際放送センター・メインプレスセンター）の周辺地域
- 「訪日外国人旅行者の受入環境整備事業（観光庁）」の「戦略拠点」及び「地方拠点」
- 日本政府観光局（JNTO）の「訪日外客訪問地調査」における「都市・観光地別訪問率」の対象である主要な都市及び観光地
- 国際空港、客船ふ頭等、外国人旅行者の受入を図る上での広域的な結節点となるターミナル
- その他、訪日外国人対応等の観点から、多言語対応を強化することが必要と認められる地域等

4 多言語対応の進め方

(1) スケジュール

2013～2014 年度

- ・ 各施設における多言語対応の現状調査、課題の把握
- ・ 本協議会にて「多言語対応取組方針」を策定
- ・ 実施可能な施策の先行実施

2015 年度以降

- ・ 「多言語対応取組方針」、国・自治体等のガイドラインなどに基づき取組を進める。

(2) 費用負担

各実施主体の負担による。